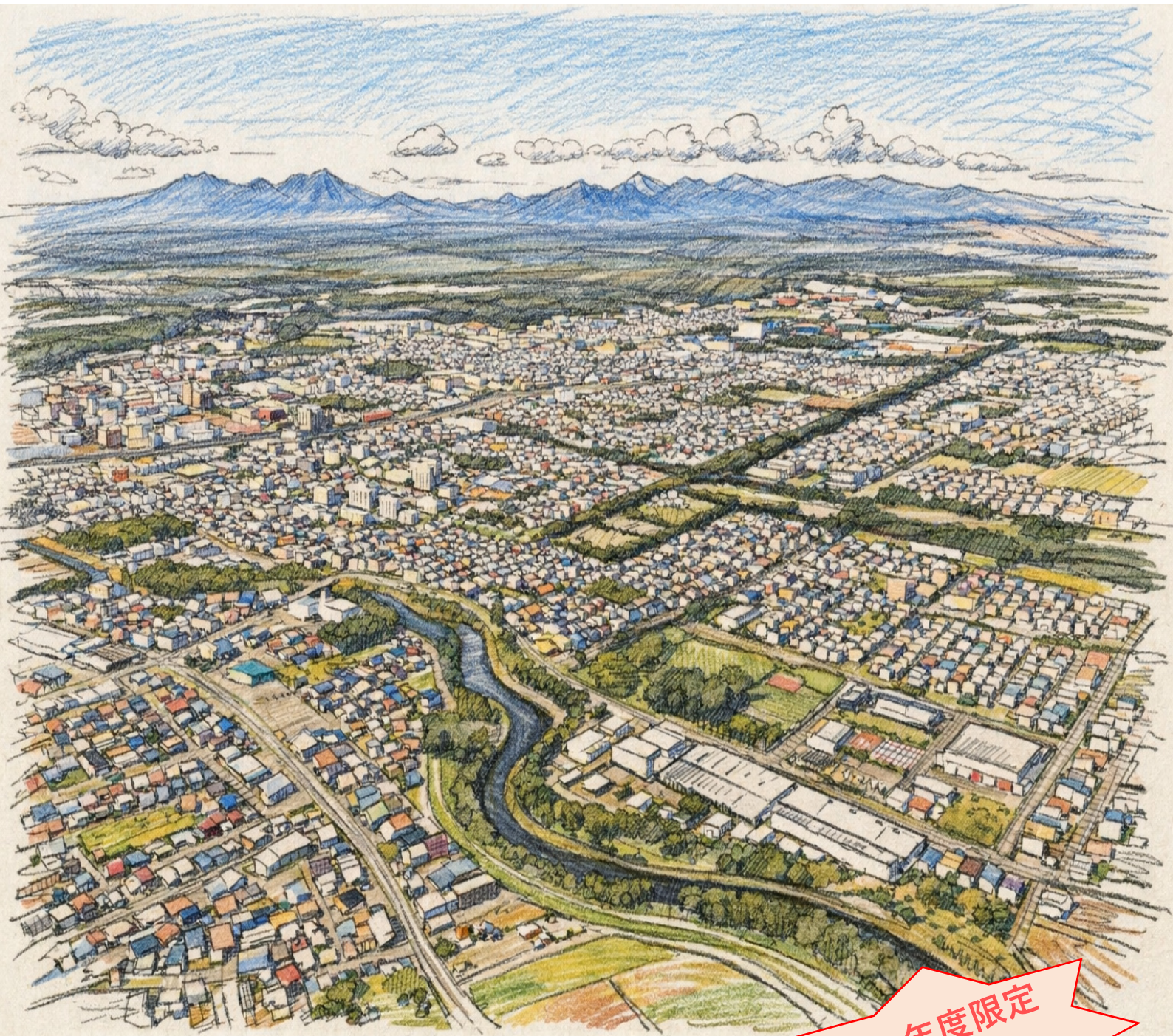


千歳市若年夫婦・子育て世帯 住宅取得支援 申請の手引き (令和8年度版)



募集期間

第1回目：令和8年6月1日（月）～令和9年3月31日（水）

第2回目：令和9年4月1日（木）～令和10年3月31日（金）

2カ年度限定
予算限り

お問い合わせ

千歳市 企画部企画課地方創生推進係

TEL 0123-24-0452

目次

1.	事業の目的	2
2.	補助の内容（概要）	2
3.	住宅ローン【フラット35】地域連携について	2
4.	手続きの流れ	3
5.	補助対象となる世帯の要件	5
6.	補助対象となる住宅の要件	5
7.	補助金の交付申請に提出する書類（申請書と添付書類）	6
8.	住宅ローン【フラット35】地域連携を利用する方	7
9.	用語説明	8
10.	Q&A	9
11.	【お問い合わせ・郵送先】	11

1 事業の目的

本事業は若い世代の本市への定着、既存住宅の流通促進、地域のコミュニティの維持を図るため、若年夫婦世帯又は子育て世帯の子育てしやすい良好な戸建て住宅への住み替えを支援していくものとなります。

2 補助の内容（概要）※詳細な条件や手続きの流れは次ページ以降をご覧ください。

【補助対象物件】

令和8年4月1日以降に契約（工事請負契約又は売買契約）した住宅

【補助対象者】

若年夫婦世帯：令和8年4月1日時点でいずれかが39歳以下の夫婦世帯

子育て世帯：令和8年4月1日時点で小学生以下の子ども（出産予定の子を含む）
がおり、申請日においても引き続き当該子どもと同居している世帯
→P9 Q&A参照

【補助額（基本額）】

新築

50 万円

中古

20 万円

3 住宅ローン【フラット35】地域連携について

本補助制度の対象となる方が、持ち家を取得する際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、借入金利の引下げ（当初5年間▲0.5%）を受けることができます。

【フラット35】地域連携型を利用するためには、借入の契約前に、千歳市が発行する利用対象証明書の交付を受ける必要があります。→P7 Q&A参照

詳しくは、下記HP又はお客さまコールセンターへお問い合わせください。

【フラット35】地域連携型の詳細について

ホームページ（www.flat35.com）

お客さまコールセンター（0120-0860-35/祝日・年末年始以外 9:00～17:00）



手続きの流れ

※【フラット35】地域連携を利用する場合は住宅ローンの契約時に手続きが必要になります。

STEP 1 対象となる市内の戸建て住宅を取得・登記・引越

若年夫婦・子育て世帯が、対象となる住宅を自ら支払い取得し、登記し、対象住宅へ引越します。

STEP 2 転入届・転居届の提出

転入届又は転居届を市役所に提出し、住み替え後の住民票が取得できるようにしてください。

STEP 3 補助対象要件の確認

ホームページにアクセスし、補助対象の要件（→P5）に該当することを確認してください。

STEP 4 申し込み

ホームページのリンクにより「千歳市オンライン申請サービス」にアクセスし、必要事項を入力して申し込んでください。

※事業者は申請できません。

※「千歳市オンライン申請サービス」で申請の際は、世帯主名で申請してください。連絡先は世帯主以外のご家族で構いません（例：世帯主の配偶者）

※申し込みのタイミングで、予算の上限を超えた場合は、その旨ご連絡いたします。

次のページへ

STEP 5 申請書類の提出

千歳市より、メールで『申請様式』をお送りします。『申請様式』に必要事項を記入して、**添付書類（→P6）と一緒に、千歳市役所（→P11）**へ郵送ください。

- ※千歳市よりメール（@city.chitose.lg.jp）が受け取れるようにしてください。
- ※お知らせする期限までに提出ください。

STEP 6 千歳市より「交付決定通知」の受領

申請書類の提出後、千歳市で審査を行い、補助が決定しましたら「交付決定通知」を郵送します。

- ※書類の審査には時間を要する場合がございます。
- ※不足書類などがある場合は、ご連絡いたします。
- ※要件に該当しないことが分かった場合は、補助金の交付が受けられません。

STEP 7 補助金の請求（アンケートの回答）

指定された書式に必要事項を記入し、千歳市役所（→P11）へ郵送ください。

手続き完了

ご指定の銀行口座にお振込みします。

- ※振込日の連絡は行いません。ご請求から1か月程度でお振込みいたします。

5 補助対象となる世帯の要件

補助を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

補助対象となる世帯の要件	
<input type="checkbox"/>	以下のいずれかの世帯（以下「子育て世帯等」という）であること 【令和8年度分】 若年夫婦世帯：令和8年4月1日時点でいずれかが39歳以下の夫婦 子育て世帯：令和8年4月1日時点で小学生以下の子ども（出産予定の子を含む）がおり、申請日においても引き続き当該子どもと同居している世帯 → P9 Q&A 参照
<input type="checkbox"/>	子育て世帯等が、住宅取得した際に要した経費を負担していること（住宅取得の際に子育て世帯等が費用負担している必要があります。） → P9 Q&A 参照
<input type="checkbox"/>	夫婦のいずれも日本国籍又は永住権を有していること
<input type="checkbox"/>	生活保護等を受給していない世帯であること
<input type="checkbox"/>	世帯員全員に市税の滞納がないこと
<input type="checkbox"/>	暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものではない世帯であること
<input type="checkbox"/>	過去に本制度の補助を受けていない世帯であること

6 補助対象となる住宅の要件

取得した住宅が、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

補助対象となる住宅の要件	
<input type="checkbox"/>	子育て世帯等が自ら居住する住宅であること
<input type="checkbox"/>	検査済証の交付を受けているもの → P8 用語解説参照
<input type="checkbox"/>	二世帯住宅や、店舗、事務所などと一体となっている住宅の場合、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であること → P9 Q&A 参照
<input type="checkbox"/>	取得した住宅の売買契約の締結日又は工事請負契約の締結日が令和8年4月1日以降であること
<input type="checkbox"/>	前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと → P8 用語解説参照
<input type="checkbox"/>	中古住宅については、次に掲げる要件のいずれかに適合するものであること 1. 建築確認日が昭和56年6月1日以降の住宅であること → P8 用語解説参照 2. 1に該当しない場合は、耐震改修工事を実施している又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている住宅であること

7 補助金の交付申請に提出する書類（申請書と添付書類）

【必ず提出する書類】 申請者は、世帯主として下さい。

1	補助金交付申請書兼実績報告書 （要綱様式第1号）	【原本（押印が必要です。）】 ※両面印刷してください
2	誓約書兼同意書（要綱様式第2号）	【原本（自筆署名が必要です。）】
3	取得した住宅の登記記録の全部事項証明書 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	【原本】
4	取得した宅地の登記記録の全部事項証明書 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	【原本】
5	取得した住宅の工事請負契約書又は売買契約書 ※令和8年4月1日以降に契約したもの 【必要なページ】所在地、契約日、工事金額または売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	【コピー】
6	取得した宅地に関する売買契約書（宅地取得の場合） 【必要なページ】所在地、契約日、売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	【コピー】
7	No.5、No.6の契約書に基づくそれぞれの支払いが確認できる書類 ※子育て世帯等が契約に係る費用を支払ったことが分かる領収書や金融機関への振込依頼書等	【コピー】
8	取得した住宅の検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書 ※建築確認台帳記載事項証明書（→P8参照）は、一定条件を満たす物件については、建築政策課に申請し取得することができます（1通300円～）	【コピー】
9	取得した宅地の位置が分かる付近見取り図	【コピー】
10	世帯主の身分証明書（以下の①、②のうちいずれか1つ） ①運転免許証（表面及び裏面） ②マイナンバーカード（表面のみ） ※個人番号（マイナンバー）は不要です。	【コピー】 【コピー】
11	世帯員全員の住民票の写し （本籍地（日本国籍を有しない場合は国籍と在留資格）及び続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの）	【原本】
12	世帯員全員の市税の滞納がないことの証明書 （課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの）	【原本】

【申請日時時点で出生予定の子がいる場合】

13	出産予定の子の母子健康手帳 ※申請日時時点で出生予定の子及び申請日以前に生まれた子で、出生届の情報が住民票に反映されていない場合に提出が必要です。 【必要なページ】表紙（交付日を確認します）及び子の保護者欄	【コピー】
----	---	-------

【二世帯住宅や、店舗、事務所などと一緒にとなっている住宅の場合】

14	建築確認概要書など用途構成や面積が分かる書類及び図面	【コピー】
----	----------------------------	-------

【取得した住宅の建築確認日が昭和56年5月31日以前である場合】

15	耐震性能を確認できる書類	【コピー】
----	--------------	-------

【 申請の流れ ①～③ 】

①本補助制度の要件（→P5 参照）を満たしているか確認した上で、次の必要書類を千歳市にご提出ください。

	必要書類	
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型利用申請書 ※千歳市のホームページよりダウンロードしてください。	【原本】
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型に関する誓約書及び承諾書 ※千歳市のホームページよりダウンロードしてください。	【原本】
<input type="checkbox"/>	千歳市要件等確認チェックシート ※千歳市のホームページよりダウンロードしてください。	【原本】
<input type="checkbox"/>	補助対象であることを証明する資料（補助申請書類5、6、8～15など） ※提出できない書類等がある場合はご相談ください。 ※なお、【フラット35】地域連携型を利用される場合、補助金の申請書類を提出する際、一部書類については、記載内容に変更がない場合に限り、省略することができます。	

※申請に不備等がなければ、受付後、数週間程度で【フラット35】地域連携型利用対象証明書を発行します。

②千歳市より発行された証明書を持参し、取扱金融機関にて、融資の手続きを行ってください。

③対象住宅へ住み替え後、本補助制度の申込みを行ってください。

※【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本補助金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。

<p>検査済証</p>	<p>建築基準法に定められたもので、完成した建物が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を証明する文書。建物の完成後に行われる完了検査を受け、適合している場合に発行されます。 <u>※検査済証が発行されていない住宅は、本支援制度の対象外となります。</u></p>
<p>建築確認日</p>	<p>建築基準法に基づき、行政庁の建築主事又は民間企業の指定確認検査機関が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を工事着手前に審査し、適合している場合に、建築確認済証が発行され、建築確認日はその日付。</p>
<p>建築確認台帳記載事項証明書</p>	<p>建築確認台帳に記載されている建築確認済証や検査済証の交付年月日を証明する書類。 <u>※検査済証の交付年月日の記載がない住宅は、本支援制度の対象外となります。</u></p>
<p>三親等内の血族及び姻族</p>	<p>①申請者本人の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母、子どもとその配偶者（一親等） ・祖父母、兄弟姉妹とその配偶者、孫とその配偶者（二親等） ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めいとその配偶者、ひ孫とその配偶者（三親等） <p>②申請者本人の配偶者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母、子どもとその配偶者（一親等） ・祖父母、兄弟姉妹、孫とその配偶者（二親等） ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めい、ひ孫とその配偶者（三親等） <p>【参考】</p>

【(1) 補助対象世帯について】

Q 1	子育て世帯の要件である、小学生以下のこどもがいるとはどのような世帯ですか。
A 1	令和8年4月1日において小学6年生以下のこどもがいる世帯、または、申請日時点において出産予定のこどもの母子手帳を取得している世帯です。住み替え時の年度に小学6年生で、申請年度に中学1年生となる場合でも対象となります。
Q 2	若年夫婦世帯の要件である、夫婦にあるとはどのような関係にある人を行いますか。
A 2	申請日時点において、夫婦は民法上の婚姻関係又は、事実婚関係にある人を行います。
Q 3	先に土地を購入しており、申請年度に住宅を取得した場合対象となりますか。
A 3	対象となります。宅地の取得時期の要件はありませんが、取得した住宅の工事請負契約の締結日が令和8年4月1日以降である必要があります。なお、住宅の前所有者については要件があります。→P8 参照
Q 4	子育て世帯等が、住宅取得した際に要した経費を負担しているとはどのような状況ですか
A 4	親が一部負担している場合でも、住宅の費用を子育て世帯等が負担していれば対象となります。

【(2) 補助対象住宅について】

Q 5	店舗や事務所などと一緒となっている住宅の場合、対象となりますか。
A 5	店舗や事務所以外で、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であれば対象となります。建築確認概要書など各用途の構成や面積が分かる書類及び図面のコピーを提出ください。
Q 6	新築住宅と中古住宅の定義はなんですか。
A 6	新築住宅は、検査済証交付日から起算して1年未満の住宅で、居住の用に供したことの無いものとし、中古住宅は、新築住宅以外の住宅としています。

【(3) 「フラット35」地域連携型について】

Q 7	住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用し、金利優遇措置を受ける場合、利用対象証明書の申請タイミングはいつになりますか。
A 7	【フラット35】地域連携型の利用対象証明書は、借入れの契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があるため、本補助金の申請前に利用対象証明書を取得していただくことになります。その際、本補助制度の交付対象になるかを確認するため、補助対象であることを証明する資料（補助申請書類）として、本補助金の申請書類を先行して提出していただくことになります。なお、【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本補助金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。

【(4) その他】

Q 8	補助金の受領後、届け出等が必要な場合がありますか。
A 8	住宅を所有してから、5年間は対象物件に居住し、譲渡（売却含む）や貸付等してはならないこととなっています。 やむを得ず上記の条件に該当する場合は、市に届け出が必要となりますので、担当課へ連絡ください。



【お問い合わせ・郵送先】

部署： 千歳市企画部企画課地方創生推進係

住所： 〒066-8686

北海道千歳市東雲町2丁目34番地

TEL： 0123-24-0452（平日 8：45～17：15）